



建設業E & O保険(建設業者向け専門事業者賠償責任保険)のご案内

三井住友海上火災保険株式会社

91858/2020.3(改)/A3E13/A

万一の経営リスクに備えて

近年の賠償事例を踏まえて

昨今、建設工事の施工の不具合により、施工中および引渡後に巨額の賠償責任を負う事例が発生しております。これらの中には、過去の実績より想定することが困難であったり、建設工事に関する従来の賠償責任保険では補償対象外となるリスクもあることから、新たなリスクカバーの必要性が顕在化しているものと認識しております。

当社では、第三者への賠償責任リスクに備える保険として、これまで請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険等の普及に努めて参りましたが、昨今の環境変化を踏まえ、それらの保険では補償されない純粋経済損害（他人の身体障害や財物損壊を伴わない経済的損害）の補償および賠償責任リスクを軽減するための損害防止費用に対する補償をセットした商品として「建設業 E & O（注）」の販売を新たに開始します。

企業の本来活動に注力するためには、損害保険の適切な活用が不可欠です。以下に「建設業 E & O」の商品内容をご案内申し上げますので、ご高覧のうえ、何卒ご検討賜りますようお願い申し上げます。

（注）E & OとはErrors & Omissionsの略称をいい、専門事業の業務上の過誤に起因する損害賠償責任を対象とする保険です。

<ご注意点>

本提案書は建設業 E & Oに関する提案書となりますので、建設業 E & O以外についてはご加入されている保険契約のパンフレットおよび約款等を参照ください。また建設業 E & O以外の各種保険の補償範囲は当社における標準的な引受例に基づく記載となっていますので、実際の契約内容はご加入の保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。



Contents

- 1 建設工事に関する従来の賠償責任保険 … 3
- 2 建設業 E & O の概要 … 5
- 3 保険金をお支払いする主な場合 … 7
- 4 事故事例 … 8
- 5 保険金をお支払いしない主な場合 … 9
- 6 標準引受条件・必要書類 … 14
- 7 ご注意いただきたいこと … 15

請負業者賠償責任保険

保険金をお支払いする場合

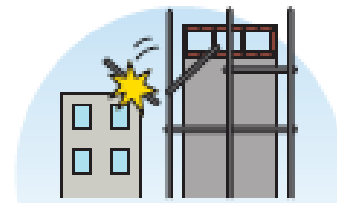
保険証券記載の仕事の遂行に起因しまたは仕事の遂行のために被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の施設に起因し、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。



ビル改装工事中に高層の作業現場から電気ドリルを誤って落とし、通行人がケガをした。



ビル新築工事中にクレーンが横転し、道路走行中の自動車を損壊した。



ビル新築工事の足場が外れて落下し、隣接する建物を損壊した。

従来の賠償責任保険

※請負業者賠償責任保険では、**工事遅延等による純粹経済損害(他人の身体障害や財物損壊を伴わない経済的損害)**に対しては保険金をお支払いできません。

※請負業者賠償責任保険では、損害賠償責任の発生または拡大を防止するための**費用（再施工費用等）**に対しては保険金をお支払いできません。

生産物賠償責任保険

保険金をお支払いする場合

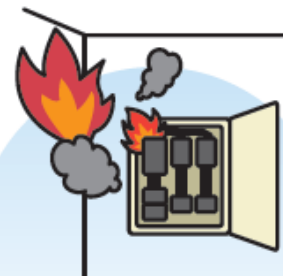
保険証券記載の仕事の結果に起因して、仕事の終了（引渡し）の後、生じた事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。



取付けた看板がはずれ、通行人に当たり通行人がケガをした。



スプリンクラー設置の欠陥により漏水が発生し、じゅうたんが水ぬれ。



電気工事の配線ミスにより漏電し、火災が発生して近くの壁が焼損。

従来の賠償責任保険

※生産物賠償責任保険では、工事の目的物の欠陥に起因する工事目的物自体の損害や、発注者の経済的損害に対しては保険金をお支払いできません。

※生産物賠償責任保険では、損害賠償責任の発生または拡大を防止するための費用（再施工費用等）に対しては保険金をお支払いできません。

建設業 E & O（建設業者向け専門業者賠償責任保険）

この商品では、従来の請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険ではお支払いできなかった以下のような賠償責任リスクを補償します。

建設業 E & O ①

他人の経済的損害に対する損害賠償責任

（例）オフィスビル新築工事の工事期間中に、既施工部分に重大な欠陥が判明。補修工事・再施工に時間を要し、引渡時期が遅れたことにより発注者に対して経済的損害を与えたことについて、損害賠償責任を負担した。

欠陥
機能不具合



発注者の
経済的損害



発注者への
損害賠償責任

建設業 E & O ②

上記損害賠償責任の発生・拡大防止に必要・有益な措置に要する費用

（例）店舗新築工事の工事期間中または引渡し後に、墨出し穴の塞ぎ漏れが複数箇所で確認された。補修工事を行わない場合に生じる損害賠償責任負担による損害の発生・拡大を防止するため、再施工を行った。

欠陥
機能不具合



損害賠償責任
発生のおそれ



損害防止措置
欠陥の除去・再施工

2.建設業 E & O の概要

MS&AD

三井住友海上

補償範囲イメージ

生産物賠償
請負賠償



建設業 E & O



賠償リスクの包括的補償
賠償事故の未然防止

損害防止費用
(再施工費用等)

建設業 E & O ②

費用

他人の
純粋経済損害

建設業 E & O ①

他人の身体障害・工事目的物以外の
財物損壊が発生していない場合は、
建設業 E & O で対象とします。

賠償

工事目的物の
財物損壊

工事保険

生産物賠償責任保険の特約
(目的物自体※)

※他人の身体障害・工事目的物以外の財物損壊発生が条件

他人の
身体障害・財物損壊

請負業者賠償責任保険

生産物賠償責任保険

施工中

引渡後

建設業 E & O（建設業者向け専門業者賠償責任保険）

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が建設工事業務（※）について行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

（※）建設工事業務：建設業法（昭和24年法律第100号）に定める建設工事であって、工事請負契約に基づいて行う建設工事に関する業務をいいます。（設計・工事監理業務を含めることも可能です。）

お支払いの対象となる損害

区分	対象となる損害
賠償損害 (建設業 E & O ①)	建設工事業務の過誤によって生じる他人の経済的損失（逸失利益、代替費用等）に起因する <u>損害賠償金</u> ・ <u>争訟費用</u>
費用損害 (建設業 E & O ②)	上記損害賠償金の発生・拡大防止に必要かつ有益な措置に要する <u>損害防止費用</u>

保険金をお支払できる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

事故事例

他人の純粹經濟損害（身体障害・財物損壊を伴わない經濟的損害）

工場の製造設備の施工に過誤があり、発注者への引渡しが大幅に遅延、工場側は別ラインを稼働させる等したが、製造量が大幅に減少した。これにより、工場側から喪失利益と人件費等を請求された。

工事の目的物自体の財物損壊（引渡後）

ショッピングモールの基礎杭の施工に過誤があり、引渡後に建物全体に傾きが生じた。これにより、ショッピングモール側から建物の修復費用のほか、修復中の営業損害を請求された。

損害防止費用

橋梁の設計・施工を請け負い、半分ほど施工したところで設計に過誤があることが判明した。既に施工した部分を取り壊し、正しい設計にもとづく再施工を実施した。

保険金をお支払いしない主な場合（１）※特にご注意ください

次のいずれかに該当する事由、行為または損害賠償請求もしくはそのおそれに起因する損害

- ・ 住宅（人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含みます。）をいいます。）の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分（品質確保の促進等に関する法律により定められるものをいいます。）の瑕疵によって、住宅の耐力性能または防水性能を満たさない場合に、被保険者がその住宅について瑕疵担保責任を負担すること

⇒住宅瑕疵担保責任保険法人の専用保険が用意されており、建設業 E & O では対象としません。

- ・ 建設工事の目的物を引き渡した日から 10 年を経過した後、その目的物に関連してなされた損害賠償請求

⇒建設工事の目的物の引き渡しから 10 年間で補償の限度となります。

保険金をお支払できる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合（２）

次のいずれかに該当する事由、行為または損害賠償請求もしくはそのおそれに起因する損害

- ① 戦争、変乱、暴動、労働争議または政治的もしくは社会的騒擾(じょう)
- ② 地震、噴火、洪水または津波
- ③ 核物質の危険性または放射能汚染または汚染物質に関連するもの
- ④ 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用
- ⑤ 被保険者の犯罪行為および被保険者の故意または重過失による法令違反
- ⑥ 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら行った行為
- ⑦ 専門業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
- ⑧ 専門業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
- ⑨ 身体の障害または精神的苦痛
- ⑩ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難。ただし、建設工事の目的物の滅失、破損または汚損には適用されません。
- ⑪ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害
- ⑫ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
- ⑬ 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求
- ⑭ 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
- ⑮ この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求またはこの保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求

等

保険金をお支払できる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合（3）

直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する行為または事由に起因する損害（実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、これらの行為または事由があったとの申立てに基づいて被保険者に対してなされた損害賠償請求についても保険金を支払いません。）

- ① アスベスト、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動、地下水の増減、じんあい、土壤汚染、大気汚染、水質汚濁、水温変化、電波障害
- ② 専門業務の過誤によらない虫食い、ねずみ食い、結露、自然の消耗、摩耗、さび、スケール、キャビテーション、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由
- ③ 芝、樹木その他の植物に生じた滅失、破損または汚損
- ④ 不発爆弾または機雷

等

直接であると間接であるとを問わず、被保険者が業務を遂行するにあたり通常の手続に反していることまたは通常の手続を省略していることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）遂行した行為（不作為を含みます。）に起因する損害（この行為が実際に行われたと認められる場合に限り、保険金を支払いません。）

等

保険金をお支払できる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合（４）

次のいずれかに該当する事由、行為または損害賠償請求もしくはそのおそれに起因する損害

- ① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または自動車、航空機もしくは船舶の所有、使用または管理
- ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、破損または汚損
- ③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- ④ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当な行為
- ⑤ 被保険者の定めた保証書その他これに準ずる契約書（以下、あわせて「保証書」といいます。）に基づく保証責任の履行。ただし、保証書の有無にかかわらず被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に対する請求を除きます。
- ⑥ 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑦ 被保険者の支払不能または債務超過
- ⑧ 情報の漏えい
- ⑨ 株主代表訴訟に起因する損害賠償請求
- ⑩ 企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評損害
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、消費者基本法（昭和43年法律第78号）、その他類似の法令に違反したこと
- ⑫ 被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害
- ⑬ 水利権、道路利用権、日照権またはこれらに類似したその他の権利の侵害
- ⑭ 景観が不良であるとの申立てに起因する損害賠償請求
- ⑮ サイバー攻撃
- ⑯ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症の発生または発生のおそれ（これらに感染することを防ぐために講じた対策等を含みます。）

等

保険金をお支払できる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

保険金をお支払いしない主な場合（5）

次のいずれかに該当する事由、行為または損害賠償請求もしくはそのおそれに起因する損害

- ① 被保険者が発注者から得た報酬または発注者に請求した報酬についての損害賠償請求
- ② 見積の不足または費用が見積を超過したこと
- ③ 専門業務に関する請負契約締結時（請負契約締結後に変更契約を締結しているときは、変更契約締結時とします。）における設計、仕様、材質等を上回ることにより増加した費用に起因する損害賠償請求
- ④ 損害防止措置の過誤
- ⑤ 専門業務の対価として支払われた金銭の返還に起因する損害賠償請求。ただし、被保険者が負うべき法律上の損害賠償金との相殺を請求された場合はこの限りではありません。

等

次のいずれかに該当する事由に起因する損害防止措置（建設工事の目的物の引き渡しの時までに講じた措置に限ります。）

- ① 台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、雹、氷、雪、寒気、霜、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨（豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れを含みます。）もしくはこれらに類似の自然現象、または火災、落雷、爆発、水漏れ、自動車の接触、航空機の落下、盗難等の不測かつ突発的な事由
- ② 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ち
- ③ 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食
- ④ 矢板、杭、H型鋼、地中壁、ケーソン、セグメントその他これらに類する物の継目からの土砂、水または土砂水の流入

等

保険金をお支払できる条件は適用される普通保険約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。

下記のとおりですが、貴社に適した契約条件を個別に設定させていただきます。

項目	標準引受例
保険期間	1年間
対象工事	建築工事、土木工事、設備工事
支払限度額	10億円以内
免責金額	500万円以上
縮小支払割合	95%以下

保険料の算出にあたり、以下の資料のご提供をお願い致します。

(1) 対象工事の完成工事高（過去5年）

(2) 大口（500万円以上）賠償・再施工実績のデータ（過去5年～10年）

【必要データ】

補修物件についての以下データ

- ①構造用途 ②築年数 ③過誤の原因・内容
- ④賠償・再施工の内容 ⑤賠償金額・再施工費用

7.ご注意いただきたいこと

【ご契約時にご注意いただきたいこと】

1. お申込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください。

(1) 商品の仕組み

専門事業者賠償責任保険普通保険約款
+ 建設工事業務特約

(2) 補償内容

① 保険金をお支払いする主な場合

7ページ記載の「保険金をお支払いする主な場合」のとおりです。

② お支払いの対象となる損害

お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約で確認ください。

損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき損害賠償金(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

特約に別の規定がある場合を除き、損害の額の合計が、一連の損害賠償請求につき保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額に保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額を、保険金としてお支払いします。ただし、すべての被保険者に対してお支払いする保険金の額の合計で保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、事前に引受保険会社の承認が必要となりますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

被保険者が被害者に対して支払わなければならない賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。

③ 保険金をお支払いしない主な場合

9～13ページ記載の「保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。

(3) セットできる主な特約

セットできる主な特約は(1)商品の仕組みのとおりです。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4) 被保険者

記名被保険者(保険申込書の記名被保険者欄に記載された方)および記名被保険者の役員・従業員等のみが被保険者(保険契約により補償を受けられる方)となります。ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約で確認ください。

(5) 保険期間

保険期間(保険責任の始まる日から終了する日までの期間をいいます。)は1年間です。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。お客さまが実際にご契約いただく保険期間については、保険申込書の「保険期間」欄にてご確認ください。

(6) 支払限度額等

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。法律上の損害賠償金のみならず、争訟費用等を含めたすべての保険金の合計額に対してこの限度額が適用されます。免責金額は、保険金としてお支払いする一連の損害賠償請求ごとの損害から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。お客さまが実際にご契約いただく支払限度額・免責金額につきましては保険申込書の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。

(7) 保険料

保険料(保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。)は、支払限度額、保険期間等によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

お客さまが実際にご契約いただく保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

保険料が売上高等の実績数値に対する割合によって定められている場合は、ご契約の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を当社にご提出いただきます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(8) 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払と、複数回に分けて払い込む分割払とがあります。一時払保険料が20万円未満のご契約で分割払をご選択された場合、一時払に比べて保険料が割増となります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(9) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(10) 解約返れい金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただきます場合があります。

【ご契約後にご注意いただきたいこと】2.(2)解約と解約返れい金(16ページ)をご参照ください。

2. ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください。

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険申込書(当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。)の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)。保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が、事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」をご確認ください。

7.ご注意いただきたいこと

MS&AD

三井住友海上

【ご契約後にご注意いただきたいこと】

1. 損害賠償請求がなされた場合のお手続きについて

(1) 損害賠償請求がなされた場合の当社へのご連絡等

損害賠償請求がなされた場合または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合には、直ちに次の事項を取扱代理店または当社にご連絡ください。

① 損害賠償請求を最初に知った時の状況 ② 申し立てられている行為 ③ 原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく当社に書面によりご通知いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金のご請求を行う場合は、事故受付後に当社が求めるものをご提出いただきます。詳細は、取扱代理店または当社にご相談ください。

(3) 示談交渉は必ず当社とご相談いただきながらおすすめてください。

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ当社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

(4) 先取特権について

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

2. ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください。

(1) ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知義務)

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、あらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

○ 保険料算出の基礎数値に変更(増加または減少)が生じる場合

○ ご契約時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

また、ご契約後、次に該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。

○ 保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合

○ 上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

(2) 解約と解約返れい金

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。

■ 解約の条件によって、契約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

■ 始期日から解約日までの期間に応じてお支払いいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。特に、初回保険料口座振替特約と、保険料一般分割払特約(または保険料大口分割払特約)をあわせてセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。

■ 保険契約を解約される場合、お払込みいただいた保険料が最低保険料(保険証券に最低保険料の記載がない場合には5,000円)未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

3. 保険料の精算および保険料算出(確定)のための確認資料について

保険料が売上高等の見込数値に対する割合によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注1)。

保険料の精算の際に、保険料を算出(確定)するために必要な資料を当社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料^(注2)(最低保険料^(注2)に達しない場合は最低保険料)と暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算させていただきます。

(注1) ご契約を解約される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

(注2) この保険では、最低保険料とは別に下限保険料(支払限度額に応じて最低限ご負担いただく保険料)を設定します。ご契約が「暫定保険料式」の場合、下限保険料の既経過期間に対応する保険料が最低保険料を上回る場合は、最低保険料に優先し既経過期間に応じた下限保険料を適用し、下回る場合には最低保険料を適用します。下限保険料については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

7.ご注意いただきたいこと

MS&AD

三井住友海上

【その他ご注意いただきたいこと】

<保険会社破綻時等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります（保険契約者が個人、小規模法人、マンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかわる部分については、上記補償の対象となります。）。

補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<共同保険について>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

<その他>

○ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

○取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。

○このご案内は「建設業E&O」の概要をご説明したものです。詳細は、普通保険約款・特約等をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

○保険契約者と被保険者が異なる場合には、このご案内に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。

○ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

《お客さまデスク》0120-632-277（無料）

東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館

※電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00

（年末・年始は休業させていただきます） <https://www.ms-ins.com>

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

●この保険商品に関するお問い合わせ・ご相談・お申込先

株式会社新都心エージェンシー

〒163-0436

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 新宿三井ビルディング36階

FreeDial：0120-668-007

E-mail：contact@shintoshin-ag.co.jp